

甲府市農業委員会 10月定例総会議事録

1. 日 時 令和元年10月30日（水曜日）午後2時00分から午後2時40分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 12番 花形 満寛
13番 末木 瑞夫 14番 土屋 正人 16番 小林 雅宗 17番 山本 一

4. 欠席委員（1名）

15番 萩原 爲仁

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進
農地係 係 長 斉藤 欣也
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 牧野 公治
技 師 井上 健洋

6. 議 案

議案第1号 農地法第5条による競・公売適格証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 令和元年11月告示分農用地利用集積計画について
議案第6号 保安林の指定に伴う意見について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 農地法第4条第1項の規定による届出について（許可不要）
報告第6号 耕作土搬入届出について
報告第7号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和元年10月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中、18名の出席により過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長より ごあいさつ をいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会10月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

まず始めに、10月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により17番の山本一委員と、3番の矢崎正勝委員のお二人にお願いしたいと思っております。

それでは早速、議案の審議に入っていきたいと思っておりますが、議事の順序を若干変更させていただきます。議案第6号に林務事務所の管轄する案件がありまして、担当が見えておりますので、都合により議案第6号から議案審議を行います。議案第6号は保安林の指定に伴う意見についてです。説明は、中北林務事務所 治山林道課治山担当 芦澤主査より説明をお願いします。

○中北林務事務所（芦澤主査）

ただ今、ご紹介をいただきました中北林務事務所 治山担当芦澤と申します。よろしく申し上げます。今回、農業委員会にご意見を伺うということで、古閑町〇〇番地、面積が〇〇㎡、また古閑町〇〇〇番地、面積が〇〇㎡、および古閑町〇〇〇番地、面積が〇〇㎡あり、地目は〇となっております。こちらの場所を保安林として事業を進めたいと思い、保安林にするには農業委員会にご意見を伺うということになっておりますので、よろしく申し上げます。まず保安林の説明をいたします。保安林は

森林法第 25 条に定められており、水を含んだ土砂崩れなど災害を防止したり、美しい景観や保健教養など特定の公益目的を達成するため伐採を制限したり適切に手を加えるなどしている森林のことです。お配りした A3 カラー刷りの資料をご覧ください。こちらにあるとおり、保安林は 17 種類あります。このうち、今回指定しようとしている保安林は、土砂流出防備保安林で、樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の侵食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぐという保安林に指定しようと考えております。このために治山事業を行っていくのですが、資料の裏面、右側の保安林で行われている治山事業をご覧ください。今回の事業におきましては、谷止工という治山ダムを入れまして、山地災害の防止、土石流などの抑止にもなるものを計画しています。また治山事業としては水源かん養機能保安林の整備事業を行っていきたいと考えています。今回対象となっているところについては、現況が山林となっております。航空写真でも、他の山と区別がつかない現況、山林となっておりますので、保安林という形で地目変更させていただきたいと考えております。以上を持ちまして説明を終了させていただきます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。林務事務所の芦澤主査から説明がありました。私共も林務に関しては疎いわけですが、説明を聞いたり、現況の写真を見る限りは一日も早く、このことを進めていただかないと、自然災害が多い時ですから土石流の発生など問題が起きてしまいますから、早速このことについて、計画を立てていただけるということです。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

○山城地区委員（關野委員）

地目の変更について教えていただきたいのですが、地目変更は森林法の職権で行うということでしょうか。それとも農業委員会の方で非農地証明を出す、若しくは掲示板に公示をするのか、どのように取り扱うのか教えてください。

○議長（西名会長）

今の質問に対して、芦澤主査お願いします。

○中北林務事務所（芦澤主査）

結論から申し上げますと、森林法による職権で行うこととなります。現況山林ということで、森林法第 2 条で木竹が集団して生息している土地およびその土地の上にある立木竹という定義があり、森林法に基づいた形で保安林の指定となります。

○山城地区委員（關野委員）

わかりました。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

○里垣地区委員（矢崎委員）

私の家の方もこういうところがあって、急に保安林になるということで、維持管理などは県がやるということですか。

○中北林務事務所（芦澤主査）

基本は、所有者が維持管理をやることとなりますが、県や国の事業に組み込まれる場合もありますし、いろんな形がありますが、基本は所有者の維持管理の下ということになります。

○議長（西名会長）

事務局長からどうぞ。

○事務局長（青木局長）

教えていただきたいのですが、地目についても保安林という地目に替わるのではないかと思います。そうすると地権者は転用も出来なくなると予想されるのと、所有権移転はできるのかということです。あと、要望として、保安林に指定されるといろんなことが制限されるので地権者の方にはきちんと伝えてご理解を得るようお願いいたします。

○中北林務事務所（芦澤主査）

保安林に指定されますと、おっしゃるとおり地目の変更などが難しくなります。譲渡についても保安林の機能を有しますので次の所有者の方に移ることになります。要望につきましては同意書をとっておりますので、その時点で説明し、ご理解をいただいていると認識しております。

○事務局長（青木局長）

ありがとうございました。

○議長（西名会長）

いろいろ我々が知らないことも勉強させていただきました。他にはいかがでしょうか。

○議長（西名会長）

それでは、他に意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 6 号、保安林の指定については、異議があるか、異議がないかということで採決させていただきます。ご異議はありませんか。

《 会場から「異議無し」の声が多数あり 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。それでは異議なしということですので、山梨県知事には異議無しということで、ご回答して参ります。ありがとうございました。

議案第 6 号の審議が終わりました。林務事務所の芦澤主査にはご苦勞様でした。ここで退席をお願いします。

《 林務事務所 芦澤主査 退席 》

○議長（西名会長）

それでは議案審議を進めます。議案第 1 号は農地法第 5 条による競・公売適格証明願についてです。事務局より説明してください。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。つぎに、地元委員さんから補足説明をお願いしたいと思います。この案件は山城地区ですので、米山委員よりお願いします。

○山城地区委員（米山委員）

米山と申します。よろしく願いいたします。事務局の説明どおりですが、進入道路が甲府精進湖線から東側に入るのですが、説明を受けた時に地図に○と記載があり、伺ったところ、もともと○の通る所でしたが、現在は公の道として扱っているとのことでした。実際に道として使え、また使っている所以他の方には迷惑が掛かっていませんので問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。過去の経過も含めて説明をしていただきました。

これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたら挙手をお願いします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 3 号、農地法第 4 条の規程による許可申請に賛成の方は、挙手をお願いします。

〈 全員挙手 〉

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきましたので、決定させていただきます許可書の交付をさせていただきます。

つぎに、議案第 4 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 1 件、賃貸借が 2 件、計 3 件となります。議案書 4 ページの 1 番、地図は 3 ページの 5 条No.1 をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・賃借人・賃貸人については議案書記載のとおりです。向町二交差点から○○m ほど○○に位置する農地で、東面・南面は雑種地、西面・北面は道路となっています。農地区分は、第 3 種農地と判断しました。賃借人は、申請地から西側の道路を挟んだ敷地において○○○○○○○○しているが、現在○○○○○○○○が不足しており、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し○○○○○○○○として、転用したいとのことでした。

続きまして、議案書 2 番、地図は 4 ページの 5 条No.2 をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・賃貸人・賃借人については議案書記載のとおりです。中道橋南詰交差点から○○m ほど○○に位置する農地で、東面は農地、南面及び西面は雑種地、北面は

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案 4 号の案件については決定させていただきます。また 1,000 m²未満になりますので、許可書の交付をして参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 6 号について、事務局より報告をお願いします。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 6 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。7 ページからは令和元年 9 月 14 日から令和元年 10 月 16 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

こちらは報告ではありますが、皆様の方から、ご質問等ありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。それでは報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第 5 号は令和元年 11 月告示分農用地利用集積計画について事務局より説明してください。

○事務局（井上技師）

それでは説明に入ります。農地銀行を利用する案件は、新規設定 3 件、再設定 11 件、計 14 件の申し出がありました。議案書 24 ページに追加していただいた表は新規設定です。相川・甲運・玉諸地区からの申し出があり、合計面積は 4,576 m²です。中段の表は、平成 31 年度の目標面積 115,900 m²に対し、設定面積は 74,966 m²、達成率は 65%です。続いて 25 ページの表は、再設定です。相川・甲運・玉諸地区からの申し出があり、合計面積は 14,880 m²です。中段の表、平成 31 年度の目標面積 290,000 m²に対し、設定面積は 156,533 m²、達成率は 54%です。16 ページ 1 番から 3 番は新規設定です。17 ページ 4 番から 22 ページ 13 番は再設定です。以上、全ての案件の借り手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超過しており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書は 23 ページをご覧ください。今月は 2 件の解約となります。解約の内容、理由につきましては、記載のとおり

となっております。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上案件について説明を終わります。

○議長（西名会長）

事務局から、説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆様の方で、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 5 号、11 月告示分利用権の設定について、賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第 5 号は決定させていただきます。報告事項については、報告事項ですのでご了承をお願いします。

以上で、本日予定をしている全ての審議を終了しましたが、議案以外で皆様の方から何かありましたらお願いします。

以上をもちまして 10 月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 40 分 閉会